

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

【令和4年6月6日更新】

### 特記事項

母子保健関連事務では、事務の一部を外部事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道千歳市長

## 公表日

令和4年7月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子健診母子情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する ・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務、母子健康包括支援センターが行う事業の実施
③システムの名称	母子保健予防接種システム、共通宛名システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 第56の2項 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 第69の2項 【情報照会】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」とある項 第69の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道千歳市 保健福祉部 母子保健課
②所属長の役職名	保健福祉部 母子保健課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道千歳市 総務部 総務課 情報公関係 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道千歳市 保健福祉部 母子保健課 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月13日	I-5①部署	北海道千歳市 保健福祉部 健康推進課	北海道千歳市 保健福祉部 母子保健課	事後	
平成28年6月13日	I-5②所属長	健康推進課長 横山 貴史	母子保健課長 山谷 奈奈子	事後	
平成28年6月13日	I-8連絡先	北海道千歳市 保健福祉部 健康推進課 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)	北海道千歳市 保健福祉部 母子保健課 (北海道千歳市東雲町2丁目34 電話0123-24-3131)	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	母子保健課長	保健福祉部次長(保健担当)兼母子保健課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 しきい値判断項目	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	I-1②事務の概要	母子健診母子情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する ・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	母子健診母子情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する ・母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務、母子健康包括支援センターが行う事業の実施	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月18日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二 56の2項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第30条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項</li> <li>第56の2項</li> <li>・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項</li> <li>第69の2項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」とある項</li> <li>第69の2項</li> </ul>	事前	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和2年5月18日	II-2 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	
令和2年5月18日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	
令和3年7月27日	I-4②法令上の根拠 1	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号</li> </ul>	事前	番号法第19条第8号の変更については、令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	I-5②所属長の役職名	保健福祉部次長(保健担当)兼母子保健課長	母子保健課長	事後	
令和3年7月27日	II-1 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	Ⅱ-2 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	Ⅳ-8 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年7月5日	Ⅱ-1 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	Ⅱ-2 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	